宮城県企業立地資金貸付制度のご案内

宮城県に工場、研究所を新設、移転、増設する企業、情報通信関連事業所を新設、移転する企業 の皆様に **設備取得費 最大10億円** を融資します!

1 取扱銀行等

県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行、商工組合中央金庫 ※ご注意! 銀行等による融資となります。県の直接融資ではありません。

2 融資対象企業

- (1) 又は(2) に該当し、(3) 及び(4) の要件を満たすこと
 - (1) 工場(製造業又はソフトウェアの開発に供される建物)・試験研究所等の新設・増設・移転
 - (2)情報通信関連事業所(コールセンター、データセンター)の新設・移転
 - (1)コールセンターの場合は、専用回線の設置、開設時か゚レーター20席以上
 - ②データセンターの場合は、専用回線の設置、原則として資本等の系列関係にない顧客からの委託
 - (3) 原則として中小企業
 - (4) 発電用施設等の周辺地域の住民を3人以上新規に雇用すること

発電用施設等の周辺地域: 仙台市、石巻市、塩竃市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、大崎市、富谷市、 蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、大和町、加美町、 色麻町、女川町

3 融資対象事業費

- (1) 工場等(製造業又はソフトウェアの開発に供される建物、試験研究施設)、情報通信関連事業所 (コールセンター・データセンター)、構築物の建設に係る費用
- (2) 機械、設備の取得に係る費用 (※土地取得費については、「工業立地促進資金」をご利用ください。)

4 融資限度額

融資対象事業費の80%以内で、かつ、5億円以内(知事が必要と認める場合は10億円以内)

5 融資期間・返済方法

15年以内(据置期間2年以内を含む。) 原則として割賦返済

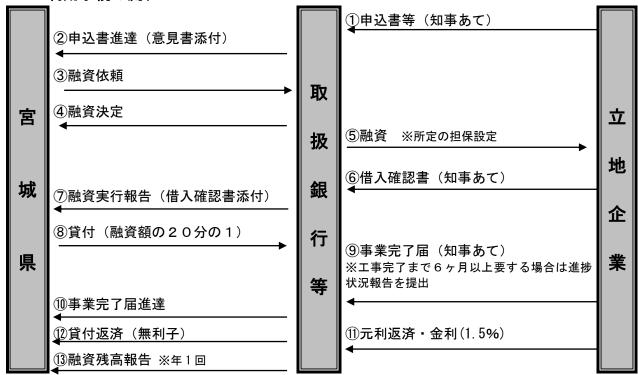
6 融資利率

年利 1.50%(固定)

7 担保、保証等

取扱銀行等にご相談ください。

8 ご利用手続の流れ



9 申込等に必要な書類

- 申込書
- 事業計画書(会社の概要、建設計画、資金計画)
- 立地予定位置図
- 主要施設の配置計画図
- ・ 融資対象設備の見積書及びカタログ
- 決算書(3期)及び残高試算表(決算時より6月経過の場合のみ)
- 会社の登記事項証明書及び定款の写し
- 新規雇用者の名簿(事業完了届の提出時)
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 又は 住民票原本(事業完了届の提出時)
- その他知事が必要と認めるもの

~お問い合わせ先~

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課

電 話:022-211-2732 FAX:022-211-2739

E-mail: sanrituk@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ: http://www.pref.miyagi.jp/sanritu/